**火災予防上必要な業務に関する計画提出書**

　祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外でも催しのうち、大規模なもの（主催者が出店を認める露店等の数が１００店舗を超えるもの）で、消防長が指定した催しの主催者は、催しを開催する１４日前までにこの計画書を提出しなければなりません。

届出・申請方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 窓口 | 郵送 | 電子申請 |
| 消防本部予防課でのみ受付可 | 不可 | 不可 |

届出先及び届出・申請手順

　●届出先

　　消防本部予防課

　●届出・申請手順

**１．窓口に提出する場合（持参する書類等）【各２部（正・副）】**

* 火災予防上必要な業務に関する計画提出書
* 指定催しの火災予防上必要な業務に関する計画

1. 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
2. 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
3. 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
4. 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
5. 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
6. その他、火災予防上必要な業務に関すること。

* 様式第１３号「露店等の開設届出書」
* 露店等の出店一覧名簿
* 指定催し開催場所の案内図、配置図（消火器の配置場所を明示したもの）
* 付近の交通規制図
* その他補足資料等

**▲注意事項**

・消防本部予防課の窓口での受付は、午前8時３０分～午後5時１５分となります。（土、日、休日及び年末年始を除く。）

問い合わせ先

消防本部予防課

　電話　：0234-31-7146（設備指導係）

　メール：[yobou-s@fd-sakata.jp](mailto:yobou-s@fd-sakata.jp)（問い合わせ専用）